

様式第 4 号（第 10 条関係）

下野市国民健康保険運営協議会 議事録

審議会等名 令和 7 年度 第 1 回下野市国民健康保険運営協議会

日 時 令和 7 年 5 月 15 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 2 時 40 分まで

会 場 下野市役所 2 階 203 会議室

出席者 木村千里委員、海老原治美委員、九鬼眞澄委員、柳田陽子委員、
篠原眞澄委員、高橋康子委員、内藤文明委員、豊田潤委員、
伊沢泰直委員、村尾光子委員、金子康法委員、間中理恵委員、
松本文男委員、小室正男委員、遠藤正三郎委員、山下祐治委員、荒井一浩委員

欠席者 富山剛委員

市側出席者 浅香市民生活部長、長塚市民課長、海老原税務課長、青木課長補佐、
木村課長補佐、五月女主幹、神永主幹、高山主事、奥村主査、青木主査

公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）

傍聴者 0 人

議事録（概要）作成年月日 令和 7 年 5 月 15 日

【協議事項等】

1 開会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 報告事項

- (1) 令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について（資料 1）
- (2) 令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について（資料 2）
- (3) 下野市国民健康保険税条例の一部改正について（資料 3）
- (4) 令和 7 年度下野市国民健康保険事業計画について（資料 4）
- (5) 令和 7 年度下野市国民健康保険運営協議会スケジュールについて（資料 5）

6 その他

7 閉会

1 開会

（事務局）

それでは定刻になりましたので、ただいまより令和 7 年度第 1 回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

皆様には大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

議事に先立ちまして、下野市国民健康保険運営協議会委員の委嘱状を交付いたします。この度、地方職員共済組合栃木県支部よりご選出していただきました斎藤委員が令和7年3月31日をもちまして退任されたことに伴いまして、新たに選出いただきました、荒井様に委嘱をいたします。

—浅香部長から荒井委員へ委嘱状交付—

ここで、新しく委員となりました荒井委員より一言、ごあいさつをいただければと思います。

(荒井委員)

皆様こんにちは、ただいま委嘱状いただきました荒井と申します。

前任の斎藤の後を継いでこの4月から栃木県経営管理部職員厚生課長を仰せつかっております。

職員厚生課長は地方職員共済組合栃木県支部の事務長を兼ねておりまして、私も国民健康保険事業には公務員として直接携わったことはありませんが、国保と共済の制度の違いはありますが、同じ保険者としていろいろな事業を実施したり、また抱える課題等共通する部分は多々あったりすると思いますので、私も勉強させていただきながら、少しでも下野市の国民健康保険のお役に立てるようにしっかりと努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。つづきまして、本協議会開催にあたり、浅香市民生活部長よりご挨拶申し上げます。

(浅香市民生活部長)

皆さま、こんにちは。この4月から市民生活部長を拝命いたしました浅香浩幸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、ご多用のところ、令和7年度第1回下野市国民健康保険運営協議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

国民健康保険制度は、すべての国民がいつでも安心して医療が受けられる国民皆保険制度の一翼を担い、地域の医療確保や健康増進に貢献しております。しかしながら、人口構造の変化の影響等により、被保険者数は減少傾向にあるものの、高齢化の進展等により中高年齢者が多く加入し1人当たりの医療費が増加するという構造的な問題を抱える中で、財政面においても国民健康保険事業を取り巻く環境はますます厳しさを増しております。

このような中、本市の運営基盤となります「第二次下野市総合計画 後期基本計画」において目標としています「大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり」のため、保険事業の充実の一環として、令和6年度を計画始期とする「第3期下野市国民健康保険データヘルス計画」並びに「下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第4期）」に基づい

て、国民健康保険の特定健康診査の受診率向上や市民の健康維持を図りながら、医療費の適正化による保険事業の運営の健全化に向けた取り組みを実施しているところでございます。

市民一人一人が主体的に、より良い生活習慣に取り組みながら、生活習慣病のリスクを早期に発見し、病気の発症または重症化を予防することにより、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ること、そして、医療費と被保険者の負担額を抑止するため、保健事業に積極的に取り組むと共に、適正受診の勧奨や定期的な検診の案内を実施し、受診率の向上と被保険者の健康意識の向上を図ることにより、財政の健全化と安定化の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、昨年12月2日から、従来の保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードを活用したマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したところであります。高額療養費の支給手続き等の簡素化や患者の診療・薬剤情報等が共有できるなど、市民が適正な医療を受けられる環境を整えることで、市民の利便性向上が図られる仕組みづくりに努めてまいります。

委員の皆さまにおかれましては、今後の下野市の国民健康保険事業が安定的に運営できるよう活発なご意見をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、暑い日があると思えば、まだまだ少し涼しい日もございます。皆様ご自身も健康にはくれぐれもご留意いただきますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

次に、今回が今年度第一回目の協議会となります。事務局職員に人事異動等がありましたので、自己紹介させていただきます。

—職員自己紹介—

それではこれより議事に入りますが、下野市国民健康保険規則第9条の規定により、議事の進行を松本会長にお願いいたします。

(松本会長)

皆様、こんにちは。本日お集りの皆様方には、公私、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の案件は、既に皆様方にお知らせをさせていただいておりますとおり、報告事項として「令和6年度国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、(第5号)」、および「下野市国民健康保険税条例の一部改正」と「令和7年度国民健康保険事業計画」並びに「国民健康保険運営協議会スケジュール」について予定されております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様の慎重なご審議等をお願いいたしまして、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

議事に入ります前に、富山委員から欠席の連絡がございましたので、ご報告いたします。

本日の出席につきましては、定数 18 名のところ 17 名で、下野市国民健康規則第 11 条の規定によります会議の定足数を満たしておりますので、会議が成立していることを申し上げます。

続きまして、下野市国民健康規則第 14 条の規定によりまして、本日の会議議事録署名の委員に豊田委員と伊沢委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

—異議なしの声—

異議なしと認め、本日の会議議事録の署名人を、豊田委員と伊沢委員にお願いしたいと思います。

それでは、会議次第に基づきまして、進行させていただきます。初めに、5. 報告事項 (1) 「令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について」、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、報告事項 (1) 「令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)」につきまして、ご説明いたします。

資料 1 をお開きください。

令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) につきましては、令和 6 年度第 4 回下野市国民健康保険運営協議会、協議事項 (1) にて説明し、ご承認をいただいたところですが、予算執行、保険給付の事務処理過程におきまして、一般被保険者療養給付費、高額療養費等について、増額補正の追加を行いましたのでご報告いたします。

すでに通知にて、ご案内している事項となりますが、今回ご説明させていただきます。

補正予算 (第 4 号) につきましては、歳入歳出それぞれ、5,777 万 2 千円を増額し、予算総額 53 億 6,708 万 7 千円とするものであります。

内容につきましては、歳入では保険給付費等交付金 (普通交付金) の増額や繰入金の減額等、また、歳出では一般被保険者療養給付費、高額療養費の増額や積立金の減額等に伴う補正となっております。

まず、歳入ですが、第 4 回運営協議会にて説明しました内容と変更があった点について、ご説明させていただきます。

5 款 県支出金 保険給付費等交付金 (普通交付金) につきましては、6,323 万 8 千円の増額補正で、補正後の額は 36 億 8,661 万 7 千円となります。

こちらは、後ほどご説明いたします歳出、2 款 保険給付費におけます一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増額に伴い、県から交付される支出金も増額となることから、増額補正を行ったものであります。

次に、歳出となります。

2 款 保険給付費 につきましては、6,323 万 8 千円の増額補正で、補正後の額は 36 億 3,807 万円となります。

内容といたしましては、インフルエンザ等による受診者増の影響によります療養給付費の増加、また医療の高度化等により高額療養費が増加傾向にあったことから増額補正を行ったものであります。

説明は以上となります。

（松本会長）

ただいまの説明に対しまして、皆様からご意見、ご質問はございますか。無いようなので次に、報告事項（２）「令和６年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第５号）について」事務局の説明をお願いします。

（事務局）

報告事項（２）「令和６年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第５号）」につきまして、ご説明いたします。

資料２をお開きください。

補正予算（第５号）につきましては、一般被保険者に対する高額療養費の支給に係る負担金につきまして、予算額に不足が見込まれたため、追加補正をしたものでございます。

また、一般被保険者高額療養費につきましては、被保険者からの請求後、すみやかに支払う必要がありますので、当会計において、適正に事務執行するため、令和７年３月２６日に専決処分を行ったものでございます。

歳入歳出それぞれ、６５０万円を増額し、予算総額５３億７,３５８万７千円とするものです。

まず、歳入につきましては、５款 県支出金（保険給付費等交付金（普通交付金）につきましては、６５０万円の増額補正で、補正後の額は３６億９,３１１万７千円となります。

後ほど歳出でご説明いたします、２款 保険給付費におけます高額療養費支給のため県から交付される支出金が増加となることから、増額補正を行ったものでございます。

次に、歳出ですが、２款 保険給付費（一般被保険者高額療養費）につきましては、６５０万円の増額補正で、補正後の額は３６億４,４５７万円となります。

内容といたしましては、一般被保険者が１か月に支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えると、その超えた分を高額療養費として給付する支出が増額する見込みであったことに伴い増額補正を行ったものでございます。

説明は以上となります。

（松本会長）

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問はございますか。はい、村尾委員お願いします。

（村尾委員）

今回の第５号の追加予算というのは、もうすでに支払いは済んでいますか。参考までに何人の方が対象だったか教えてください。

（事務局）

お答えいたします。件数は２００件弱となりますが、ここに至った経緯といたしまして、高額療養費の現物給付という医療機関に栃木県国民健康保険団体連合会より直接支払う分

がございしますが、例月では 32,000 千円でした。これが 4 月支払いの際には 46,000 千円まで膨れ上がりました。それに伴って今回の補正予算を組んだという経緯がありました。

高額療養費の主なケースを申し上げます。まず一点目といたしまして、神経性疼痛を伴う神経脊髄炎に対する点滴治療で 10,496 千円、くも膜下出血の手術として 5,200 千円、僧帽弁閉鎖不全症の手術として 3,700 千円。

このようなケースが 4 月に集中して請求があったため今回の補正となりました。

(村尾委員)

ありがとうございました。

(松本会長)

ありがとうございました。他にご意見ありますでしょうか。いかがでしょうか。

質問が無いようですので、次に、報告事項 (3)「下野市国民健康保険税条例の一部改正について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

税務課 市民税グループの木村と申します。よろしくお願いいたします。

本題に入ります前に、1 件ご報告させていただきます。

令和 7 年度分からの課税限度額の改正につきましては、令和 6 年 11 月 6 日の「令和 6 年度第 3 回下野市国民健康保険運営協議会」において報告させていただき、先の令和 6 年度第 4 回市議会定例会におきまして「市国民健康保険条例の一部改正案」が可決され、令和 6 年 12 月 18 日付けで公布となりましたので、ご報告申し上げます。委員の皆様にはご審議・ご承認を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、本日の報告事項 (1)「令和 7 年度税制改正における下野市国民健康保険税について」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の、資料 3 ページ、資料 3 をご覧ください。

国民健康保険税に係る課税限度額につきまして、国においては、被用者保険の仕組みとのバランスを考慮しながら、被用者保険の最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が 1.5% に近づくよう、段階的に引き上げることとしています。

医療給付費等の増加が見込まれる中で、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保 及び 中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の課税限度額の見直しが行われております。

さて、令和 6 年 12 月 27 日に閣議決定された「令和 7 年度税制改正大綱」におきまして、国民健康保険税の「課税限度額」及び「減額の対象となる所得の基準の引き上げ」につきまして、改正内容の記載がございましたので、ご報告いたします。

「1. 令和 7 年度税制改正大綱」をご覧ください。

始めに、(1)「課税限度額の引き上げ」として、基礎課税額に係る課税限度額を現行の「65 万円」から「66 万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の「24 万円」から「26 万円」に引き上げるものとなっております。

次に、(2)「減額の対象となる所得の基準の引き上げ」として、5 割軽減の対象となる世

帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の「29.5万円」から「30.5万円」に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の「54.5万円」から「56万円」に引き上げるものとなっております。

続きまして、「2. 令和7年度税制改正に対する下野市の対応」でございます。

まず、「(1) 課税限度額の引き上げ」につきましては、国における税制改正がなされた後、令和7年度の本運営協議会におきまして課税限度額等の改正についてご審議を賜りますとともに、令和8年度以降分の国民健康保険税課税に向けた条例改正を実施してまいりたいと考えております。

なお、下表は下野市国民健康保険税課税限度額につきまして、参考として掲載したものでございます。先程申し上げました、基礎課税額 及び 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額改正に従いまして、合計として、現行の「106万円」から「109万円」に引き上げるものとなっております。

次に、「(2) 減額の対象となる所得の引き上げ」につきましては、次の資料3-2をご覧ください。

下野市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明いたします。

まず、「1 概要」でございますが、令和7年度税制改正大綱において、国民健康保険税の低所得者に係る軽減判定所得が見直されたことから、条例を一部改正するものでございます。

次に、「2 理由」でございますが、国民健康保険税の負担水準に関して、消費者物価など経済動向等を踏まえ適切な措置を講じることで、安定的な制度の運用を図るものでございます。

次に、「3 改正内容」でございますが、先程も申し上げましたとおり、「減額の対象となる所得の基準の引き上げ」として、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の「29.5万円」から「30.5万円」に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の「54.5万円」から「56万円」に引き上げるものとなっております。

なお、下表は【軽減判定所得】の算出につきまして、改正前と改正後をまとめたものでございます。5割軽減及び2割軽減につきまして、下線部が改正となるものでございます。

また、下段の【改正後の軽減世帯推計見込】でございますが、令和6年12月末現在のデータを基に試算したところ、現行では、合計で軽減措置対象の被保険者数が4,561人、世帯数が3,046世帯で、軽減額が1億4,545万9千円となっておりますが、改正後につきましては、今回改正となる5割軽減及び2割軽減において、減額の対象となる所得の基準の引き上げにより、5割軽減が、151万円の増、2割軽減が、18万3千円の増、併せまして、169万3千円の増となり、合計では、被保険者数が4,625人、世帯数が3,085世帯で、軽減額が1億4,715万2千円となる見込みであることから、軽減対象世帯の拡充が図られる

ものとなっております。

次に、「4 施行期日適用区分」でございますが、先ほどご説明いたしました通り、専決処分により、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日とし、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。

説明は以上となります。

(松本会長)

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問はございますか。(28：06)

(村尾委員)

いつも軽減対象が多いなと感じていますが、全体の世帯数、被保険者数に対してどの程度の割合軽減対象となっているのでしょうか。

(事務局)

国保の世帯数は令和 7 年 4 月の時点で 7,000 世帯ほどですので、42.8%です。

被保険者数は 10,564 名ですので、軽減対象は 4,609 名ですので 43.6%です。

(村尾委員)

ありがとうございました。

(松本会長)

ありがとうございました。他の方はご意見ありますでしょうか。

質問が無いようですので、次に、報告事項(4)「令和 7 年度下野市国民健康保険事業計画について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、報告事項(4)「令和 7 年度下野市国民健康保険事業計画」につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の、資料 4 をご覧ください。

「令和 7 年度下野市国民健康保険事業計画(案)」でございます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きな役割を担っています。今後さらに進展していく超高齢社会においてその役割は一層重要性を増し、保険財政の健全化に努めながら、将来的な医療費の伸びを抑制するため、保健事業の強化・充実が期待されているところです。

本市においても、引き続き保健事業に力を入れ、生活習慣病の発症・重症化予防に取り組み、被保険者自らの健康管理意識の改善を図ります。

計画を実施するにあたり、「事業運営の適正化の推進」から、「広報活動の推進」までの 6 項目を重点項目として掲げ、計画達成に向けた事業取組内容や目標値などを設定しております。

初めに、「事業運営の適正化の推進」といたしましては、国民健康保険運営協議会を年 4 回開催予定としております。委員の皆様にご審議、ご意見を賜りながら、本市の国民健康保険運営について、ご協力をお願いしたいと思っております。

次に、「保健事業の推進」といたしましては、特定健診等実施の推進、特定保健指導の実

施率向上、疾病予防普及・啓発事業等の推進を図ります。

疾病予防、糖尿病重症化予防といたしまして、例年糖尿病重症化予防プログラムを実施しております。今年度の保健指導対象者への保健指導実施率を 9.0%と設定し、医療機関や健康増進課と連携をとりながら事業を進めてまいります。

次に、「医療費適正化の推進」といたしましては、レセプト点検強化、医療費通知の実施、重複・頻回受診者対策の推進、後発医薬品の利用促進、医療費適正化の啓発活動を図ってまいります。

なお、レセプト点検強化に係る各目標値につきましては、県に報告する「レセプト点検調査実施計画」に基づき、今年度の目標値として設定したものとなっております。

続いて裏面をご覧ください。

「国保税収納率の向上」といたしましては、国保税徴収の適正な実施による収納率の向上、口座振替の推進、コンビニエンスストアやスマートフォン等のアプリによる収納の実施、催告・督促等の強化及び差押えの実施、滞納世帯に対する納税相談と納税指導などを随時実施してまいります。

次に、「資格適用の適正化の推進」といたしましては、窓口での国保資格の取得及び喪失など各種手続きや市民の皆様へのご案内など、各種事務処理を正確かつ迅速に実施してまいります。

最後に、「広報活動の推進」といたしましては、広報誌やホームページ、

コミュニティ FM 等を活用しながら、特定健康診査の受診勧奨や人間ドック費用助成、各種健康教室についても適宜お知らせしていくなど、市民そして被保険者の皆様に必要、かつ、分かりやすい広報に努めてまいりたいと考えております。

以上、6 つの重点項目に基づきまして、今年度の事業に取り組んでいきたいと考えております。

委員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。説明は以上となります。

(松本会長)

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問はございますか。

(金子委員)

国保税収納率の向上というところで、令和 7 年度の目標値が大きいので驚いていますが、この件数に対して、分母の数はどの程度あるのか教えていただきたい。

(事務局)

課税については世帯主への課税となりますので、課税対象世帯は 6,827 世帯おり、そのうちの 907 世帯が滞納されているということです。催告件数等は期毎の数字の合算となり、1 世帯に対して複数通知することもあるため、件数が多くなっております。

(金子委員)

わかりました。それにしても多い数字だと思いました。この件数は今後どのように削減していくのかお考えはありますか。

(事務局)

納付の手段の拡充や、滞納している世帯の方については通知をお送りして、滞納整理の実施を行ってまいります。

（金子委員）

予算の収入はこの滞納世帯の分を差し引いて組んでらっしゃるのですね。

（事務局）

収納率を元に収入の予算を組んでおります。

（松本会長）

よろしいでしょうか。他の方の意見はございますか。

（村尾委員）

糖尿病重症化予防プログラム参加者の実施率の目標が 9%となっています。この対象者は指導が必要な方となっているようですが、この 9%という数字は低い印象を受けます。

この数字の根拠と、今後実施率を上げていくための工夫についてお伺いしたいです。

それと、レセプト点検強化の項目で、内容点検財政効果率の目標値 0.08%、一人当たりの財政効果額の目標値 120 円について計算式をお伺いしたいです。

（事務局）

糖尿病重症化予防プログラムの実施についてなのですが、健康増進課で事業運営しているところです。こちらのプログラムの参加対象となっている方は、すでに医療機関にかかっている方を対象としています。

平成 30 年度から令和 4 年度までで、延べ 359 名の方に参加勧奨を行っております。そのうち 36 名の方が参加した実績があります。すでに医療機関を受診していますので、対象の方が通っている医療機関 1 件 1 件を訪問させていただきまして、主治医の先生と相談の上、保健指導に誘う方を選定したり、直接本人様へお電話をさせていただいたりなどしておりますが、お薬を飲んでいたり、治療を開始していたりする方々ですので、なかなか食事や運動習慣など、生活改善について見直しを積極的に行おうと考えていただける方ばかりではないです。

ただ、糖尿病の進行を遅らせ、透析に至る方を減らしていくためには、生活習慣の改善がとても重要ではあるため、引き続き医療機関等とも連携して勧奨を続けていこうと考えています。

昨年度からは血液検査等もかかりつけの病院で受けられるようになり、プログラムに参加しやすいような環境を整えております。

今後も試行錯誤しながら続けていこうと考えています。

続きましてレセプト点検についてですが、医療機関より栃木県国民健康保険団体連合会へ請求いただいたレセプトについて、一次審査を行っていただいております。その後下野市へ来たレセプトについて二次点検を行います。昨年度まではレセプト点検員を会計年度任用職員として任用し、二次点検を行っていましたが、今年度からは委託をしております。

その二次点検にて確認した過誤調整額、返納金額を年間の下野市の保険者負担額で割っ

たものに 100 をかけた値が内容点検財政効果率 0.08%であり、被保険者数で割ったものが一人当たりの財政効果額となっております。

(村尾委員)

わかりました、糖尿病重症化予防プログラムについては、すでに医療機関にかかっているから参加率が低いと聞こえたのですが、医療機関にかかっている方を対象とする必要があるのでしょうか。むしろ、医療機関に指導も含めてやっていただいた方が効率としていいと思いますがこのあたりいかがでしょうか。

(事務局)

医療機関でお薬をもらって飲んでいる方が対象となっておりますが、やはり服薬のみではなく、普段の食生活、生活習慣の改善が糖尿病の進行を遅らせるということが分かっておりますので、そのあたりのお手伝いをさせていただくための事業となっております。

また、このプログラムは保健指導のみではなく、検診の結果から早めに医療機関への受診を促した方がいいと判断される方への受診勧奨も併せて行っております。

(村尾委員)

先ほどのお答えで試行錯誤しながら進めていらっしゃるということでした。まだまだ工夫する余地はあるのかなという印象です。

本当に来てほしい方がどうやったら来てもらえるのか。例えば、指導する時間帯について、日中お務めしていらっしゃる方については平日参加するのが難しいでしょうし、参加しやすい時間帯等工夫していただければと思いますのでよろしくお願いします。

(松本会長)

ほかに皆様からご質問はありますでしょうか。

(九鬼委員)

一般市民の目線から教えてください。保健事業の推進にある疾病予防普及・啓発事業等の推進の項目中、一番下にあるトレーニング室利用助成補助について具体的に教えてください。よろしくお願いします。

(事務局)

下野市の石橋地区のきらら館にトレーニングルームがありますが、こちらの施設利用料の 1 割を助成するものです。対象者は下野市国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者です。以上です。

(松本会長)

他にございますか。

それでは質問が他に無いようですので、次に、報告事項(5)「下野市国民健康保険運営協議会スケジュールについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、報告事項(5)「令和 7 年度下野市国民健康保険運営協議会スケジュール」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の、資料 5 をご覧ください。

「令和 7 年度下野市国民健康保険運営協議会スケジュール（案）」でございます。
こちらは、令和 6 年度第 4 回の運営協議会でも提示させていただきましたが、新年度に入りましてので、改めて提示させていただきました。

先ほどの「事業計画」にもありましたとおり、本年度の協議会は本日を含めて 4 回の開催を予定しております。委員の皆様にはご負担おかけいたしますが、ご協力頂いただきますようお願いいたします。

つづいて「その他」の列についてですが、正式な通知はまだですが、例年通りですと 10 月中旬に栃木県国民健康保険団体連合会主催の研修会があります。通知が届き次第皆様にはご通知差し上げることとなりますが、都合が合えばご参加いただきますようお願いいたします。

また、昨年度は 10 月開催でしたが、11 月には下野市産業祭での健康診断受診啓発活動などを予定しております。内容など決定次第、随時お知らせいたします。

以上です。

（松本会長）

ただいまの説明に対しまして、皆様からご意見、ご質問はございますか。

質問が無いようですので、以上で報告事項を終わります。

続きまして、次第の 5. その他に移りますが事務局で何かございますか。

それでは、本日の次第はすべて終了しましたが、委員の皆様から何かございますか。

（村尾委員）

1 か月ほど前に下野新聞で報道がありました国保の特別調整交付金の過年度分について課題に請求してしまい、栃木県の 20 市町が返還しないといけないという記事がありました。その 20 の市町に下野市は入っているのか、入っているとすればいくら返還するのか、返還する時期はいつになるのかをお伺いしたいです。

（事務局）

下野新聞では 4 月 3 日、4 日、5 日に掲載されていまして。特別調整交付金の申請にあたり栃木県国民健康保険団体連合会から県内市町へ必要なデータを提供する共同電算処理業務というものがあります。

そちらの業務につきまして、レセプトの全件データから該当のデータを抽出し、市町へ提供するところ、一部のデータに誤りがあり、令和 5 年度の特別調整交付金について過大請求、交付となっており、その中に下野市も入っております。

令和 5 年度特別調整交付金の中に結核・精神に関する医療費が過大な市町村に対して国が補助をする項目があります。

本来であればその医療費の積算に際して、入院料のみを算定することとなっていました。が、外来も含めて抽出してしまい、その分医療費が過大に見込まれたため、交付申請の対象となるような計算となってしまうということです。

4 月 17 日に栃木県国民健康保険団体連合会の常務理事と事務局長がお詫びという形で下野市へ来庁いただき、市長へ説明がありました。

令和7年6月に栃木県国民健康保険団体連合会から再度正しいデータが提供されることとなっています。

返還のスケジュールですが、例年特別調整交付金等を含めた国庫補助金について、9月の上旬ごろに栃木県から連絡がありまして、市町は10月に書類を提出。4月に償還金という形で支出します。ですので、12月もしくは3月の補正予算に特別調整交付金の償還金として計上させていただくこととなります。以上です。

（松本会長）

他にございますか。無いようですので、以上をもちまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。

委員の皆様、円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

（事務局）

議事進行ありがとうございました。

委員の皆様におかれましてはご審議いただき、ありがとうございました。

次回の第2回運営協議会は令和7年8月7日（木）を予定しております。日程が決まりましたらご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和7年度第1回下野市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

以上